

公益社団法人 日野法人会広報誌

vol. 189
2020.11・12

ひれまい

主な内容

- ◆ 令和3年度税制改正に関する提言
- ◆ 税務署からのお知らせ

法人会の「令和3年度税制改正に関する提言」まとまる

コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、中小企業に実効性ある支援と税制措置を!

法人会の「令和3年度税制改正に関する提言」が、9月24日の公益財団法人全国法人会総連合(以下「全法連」)の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財制改革のあり方」「中小企業が事業継続するための税制措置」「地方のあり方」「震災復興等」「その他」からなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国會議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言(要約)は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1.新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

○新型コロナの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきていている。その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るために支援策を引き続き講じていく必要があり、国や地方は今般の支援制度の周知・広報の徹底や申請手続きの簡便化、スピーディーな給付等、実効性を確保することが重要である。

○新型コロナ拡大の収束を見据えつつ、税制だけでなくデジタル化への対応や大胆な規制緩和を、スピード感をもって行うなど、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じる必要があるが、それが財政規律を無視したバラマキ政策とならないよう十分配慮し、今年度補正予算で盛り込まれた膨大な予備費については厳しく使途をチェックする必要がある。

○財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設げずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

2.社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須である。

○社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

○年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、

「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

○少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

II 中小企業が事業継続するための税制措置

1.法人税関係

○中小企業は新型コロナ拡大による深刻な影響を受け不安が増幅し、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続していくための税制措置の拡充等が必要である。

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、それが直ちに本則化することが困難な場合は、令和3年3月末日となっている適用期限を延長する。

○租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、制度を拡充したうえで本則化すべきである。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和3年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。

○新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置については、新型コロナウイルスの収束時期が不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充すること。

2. 消費税関係

○昨年10月に導入された軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいとされ、税制の簡素化、税務執行コストおよび収税確保などの観点から問題が多い。かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適切であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

○消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

○令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、令和3年10月より「適格請求書発行事業者の登録申請がはじまる。こうした中で新型コロナの拡大が特に小規模事業者等の事業継続に多大な影響を与えており、これら事業者が事務負担増等の理由により廃業を選択することのないよう、現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応を求める。

3. 事業承継税制関係

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保等に大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

○事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減、あるいは免除する本格的な事業承継税制の創設を求める。

○相続税、贈与税の納税猶予制度は、猶予制度ではなく免除制度に改める。新型コロナの影響などを考慮すると、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するた

めには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、これから事業承継の検討(後継者の選任等)を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念されるため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

4. 相続税・贈与税関係

○相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。なお、贈与税は経済の活性化に資するよう、基礎控除を引き上げ、相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げるべきである。

5. 地方税関係

○固定資産税については、令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の新型コロナは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。さらに、都市計画税と合わせて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

III 地方のあり方

○今般の新型コロナウイルス拡大は、東京一極集中のリスクを浮き彫りにする一方、地方分権化と広域行政の必要性も改めて問いかけることになった。地方分権化は国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図ることであり、これを機に分権化の議論がさらに高まることを期待したい。

IV 震災復興等

○東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度～令和2年度)」も最終年度である5年目に入ったが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。

V その他

○税の意義や税が果たす役割を国民が十分に理解しているとは言いかたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」で
ご覧いただけます。

<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

— 東京法人会連合会 —

日野税務署からのお知らせ

令和2年分 年末調整等説明会 開催中止のお知らせ

税務行政につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び参加される皆様の安全を考慮し、例年実施していました年末調整等説明会につきましては開催を中止することとしました。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、年末調整に関する各種情報については、国税庁ホームページに年末調整特集ページ
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>)を作成していますので、ご不明な点等ございましたら、こちらのページをご覧ください。

年末調整特集ページはこちら



年末調整に関するFAQを右面に記載しております。



法人番号 7000012050002

Q

年末調整の方法について知りたいのですが。

A

年末調整に関する動画（年末調整のしかた、法定調書の作成と提出）を、国税庁インターネット番組Web-TAX-TVに掲載していますので、そちらをご覧ください。

Q

昨年の年末調整との変更点を教えてください。

A

「給与所得控除」、「基礎控除」及び「寡婦控除」の改正、「所得金額調整控除」及び「ひとり親控除」の創設や新たな申告書が設けられるなど、昨年と比べて変更となった点があります。

詳しくは「年末調整のしかた」4ページをご覧ください。

Q

年末調整関係の用紙が欲しいのですがどうしたらいいですか？

A

「扶養控除等申告書」や「保険料控除申告書」など控除申告書の用紙及び法定調書の用紙は国税庁ホームページに掲載していますので、そちらからダウンロードしてご利用いただけます。

※ 令和2年10月に国税庁から、控除申告書を作成するためのソフトウェア「年調ソフト」を提供しています。

詳しくは次のQ&Aをご覧ください。

Q

これまでよりも効率的に年末調整ができると聞いたのですが、どのような方法ですか？

A

令和2年10月から国税庁ホームページなどで提供する「年調ソフト」を利用することで「保険料控除申告書」など年末調整で従業員の方が作成する書類をデータで作成することができます。本ソフトウェアを従業員の方に利用していただくと、控除額の計算が正しく行われますので、控除額の検算事務が省略できるなど、事務の効率化が見込まれます。

また、本ソフトウェアで作成した扶養控除等申告書等をデータで出力し、自社の給与システム等にインポートすることにより、控除額を給与システムに手入力する必要がなくなるなど、さらに効率的に年末調整事務を実施することができます。

※ 扶養控除等申告書等をデータで提出するためには、源泉徴収義務者が事前に所轄税務署へ「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を提出する必要があります。

※ 「給与所得の源泉徴収票」などの法定調書は、「年調ソフト」で作成できません。

Q

年末調整の相談や手続をオンラインでできますか？

A

国税庁ホームページでは、年末調整の手続に関する情報を掲載するとともに、ご質問を入力いただくと、AIを活用して自動回答する「チャットボット」を令和2年10月下旬から公開しています。「チャットボット」をご利用いただけます。

また、従業員の方が作成する書類については、前述している「年調ソフト」を利用いただくことでデータで作成することができますので、ぜひご活用ください。

Q

税務署などへの書類の提出をオンラインでできますか？

A

源泉所得税の納付や徴収高計算書の提出、法定調書の提出は、e-Taxで行うことができます。

なお、ダイレクト納付をご利用いただければ、金融機関や税務署に出向く必要がなく、即時又は納付日を指定して納付を行うことができます。詳しくはe-Taxホームページをご確認ください。

また、「給与所得の源泉徴収票」は、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用することで、「給与支払報告書」（市区町村へ提出するもの）も同時に作成し、税務署と市区町村にそれぞれ提出することができますので、ぜひご活用ください。詳しくはeLTAXホームページをご確認下さい。

上記の詳細や上記以外の年末調整に関する各種情報はこちら（年末調整特集ページ）



不動産譲渡契約書等にかかる印紙税軽減措置とは？

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士 山端 美徳

 **リサ** 「不動産譲渡契約書」や「建設工事請負契約書」にかかる印紙税の軽減措置が延長になりましたね。

 **サキ先生** そうですね。これまで平成9年4月1日から令和2年3月31日までに作成される契約書について、軽減措置の対象となっていましたが、令和2年4月1日から令和4年3月31日までに作成されるものについても、適用の対象となりました。

 **リサ** ところで、不動産の譲渡に関する契約書とは、印紙税額一覧表の第1号文書の「不動産・鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書」のうち、不動産に関する契約書が軽減措置の対象になるは何となくわかりますが、第2号文書の「請負に関する契約書」のうち、軽減措置の対象となる文書はどのような文書ですか。

 **サキ先生** 第2号文書の「請負に関する契約書」のうち、建設業法第2条で定められている建設工事に係る文書が軽減措置の対象になります。ここでいう建設工事とは土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事をいいます。

 **リサ** 例えば、不動産譲渡代金や建設工事代金を受領した際に作成する受取書も軽減措置の対象になるのですか。

 **サキ先生** たとえ不動産の譲渡や建設工事の請負に係る契約に関して作成される文書であっても、不動産の譲渡に関する契約書又は建設工事の請負に係る契約書に該当しないものは、軽減措置の対象にはなりませんよ。

 **リサ** じゃあ、建築物の設計については、建設工事には該当しませんか。

 **サキ先生** 建築物の設計についても、建設業法第2条で定められている請負工事には該当しないので、軽減措置の対象なりません。

 **リサ** そうですか。建設に係る契約書などはすべて印紙税が軽減されると思っていたのですが、そういうわけではないんですね。



【筆者紹介】 山端 美徳（やまはた・よしのり）

国税庁長官官房事務管理課、東京国税局課税第二部調査部門、同消費税課などを経て、神奈川県相模原市で税理士登録。中小企業を中心に財務・税務サービスを行うとともに、法人会において印紙税等に関するセミナー講師を行う。著書に「文書類型でわかる印紙税の課否判断ガイドブック」（清文社）、「建設業・不動産業に係る印紙税の実務」（税務研究会）、「間違うと痛い!!印紙税の実務Q & A」（共著、大蔵財務協会）等がある。

ペーパーレス妨げる日本の商慣習とは

ジャーナリスト 海部 隆太郎

先日、大学教授（科学者）を取材する機会があった。貴重な話を聞いた後の雑談で「鶏が先か卵が先か」の考え方を面白おかしく語ってくれた。要約すると生物の進化を考えれば、もちろん鶏が先になるのだが、それで終わってしまえば話はつまらない。どちらが先なのか結論の出ない“命題”のように捉えるからこそ、いまだに「鶏と卵」議論が廃れずに生き残っているのだという。

「鶏と卵」は子供の頃、むきになって同級生と議論したことがあった。さらに、その頃はやった漫才で「地下鉄はどうやって車両を地下に入れたのでしょうかね」「渋滞の先頭はどうなっているのでしょうか」などを連想的に思い出してしまった。もちろん、今は答えをすぐに見いだせるが、当時は言葉に詰まり、本当にどうなんだろうと真剣に考えていたと思う。

似たような話は、たくさんある。だが、笑える話をまとめただけでは、読者の方から顰蹙（ひんしゅく）を買うのは間違いないはず。本題に移らなければいけないのだろう。だが、ここで指摘したかったのは、答えが分かっているが、少しだけつまずいてしまうような話の面白さと、疑問に思うことの大切さを感じるべきではないかということだ。

■無くせるか日本の文化“押印”

さて、コロナ禍で働き方が大きく変わりつつある。以前はテレワークと称した在宅勤務は、リモートワークに置き換えられ、混雑した通勤電車を避け、概ね快適な仕事環境が得られるようになった。運動不足による皮下脂肪の増加など副作用はあるが、会社に行くことがサラリーマンの仕事という

概念を崩すきっかけになったと思う。コロナウィルスの功罪を語っているのでない。

その一方で、「請求書の発行や決済押印のためだけに出社しなければならない」という声もよく聞く。それならばパソコン上で押印ができるべきだと思うが、現状はそれをプリントするのがオチ。デジタル化の流れの中でアナログが捨てきれない紙書類をかたくなに守るのが日本の商慣習だ。

日本を代表する、あるIT企業の担当者は「紙書類が果たしてきた原本性を絶対視する文化は根強い」と話す。紙による原本性は、耐改ざん性があるからだ。ではどうするか。書類を電子化して原本性を保証する仕組みがあればいい。技術的には存在するが、法整備への議論がこれから。だが、デジタル文書が本物で、プリントしたら紙はコピーとなる世の中が必ずやってくると確信する。欧米だけでなくアセアン諸国の取り組みをみればわかる。

文字ができ紙が発明されてから数千年も続く紙文化を無くせるか、商慣習を変えることへの抵抗感を捨て去ることができるか。だが、世の中はデジタル化の流れでこれに異論を唱える企業は皆無だろう。そこにはペーパーレス化も謳われているのだが、相変わらず紙書類を重視する文化は無くなっていない。「IT化で資料作成が容易になり、プリントする紙が増えた」という話もある。

冒頭の漫才風に言えば「デジタル化が進展しているのに、どうして紙が減らないのですかねぇ」と問い合わせしたい。

【筆者紹介】 海部隆太郎（かいべ・りゅうたろう）

法政大学卒。日本工業新聞社、IT企業を経て独立。中小企業を中心に企業が抱える幅広い課題を取材・執筆活動を展開する。

活動 report

感染予防策を講じて開催 源泉部会テーマ別研修会

源泉部会では、9月24日多摩市関戸公民館を会場にテーマ別研修会が開催されました。新型コロナウイルス感染予防策として、出席された方々には、入室前の検温やマスク着用、アルコール消毒をお願いし、また、会場内では換気に十分注意し行われました。第1部の研修会では、東京税理士会日野支部所属の窪田栄子税理士より、令和2年分年末調整の改正内容ポイントについて、本年1月から改正された基礎控除の引き上げや、給与所得控除の引き下げ、申告書の変更点など、項目別に解説いただきました。



引き続き開催された第2部の研修会では、遠藤徹特定社会保険労務士より新型コロナウイルスの感染拡大に伴う、労働者の副業、Wワーク、労務管理など労働問題について解説いただきました。

なお、第2部は東京都労働相談情報センター八王子事務所と共に開催いたしました。



年末調整の改正内容を解りやすく解説する窪田税理士



Wワークや解雇を中心に労働問題を解説する遠藤社労士

感染予防策を講じて開催 初級簿記セミナー

簿記のしくみを基礎から学ぶための「初級簿記セミナー」が、10月5日から11月9日まで、10日間の日程で、多摩カルチャーセンター高幡不動教室を会場に開催されました。講師に東京税理士会日野支部所属の斎川睦子税理士を招き、やさしく解説いただきました。



全員マスクを着けて受講する参加者



やさしく解説する斎川税理士

電子申告で効率UP!!

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続がインターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

*事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
*届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが！

添付書類の提出省略 還付がスピーディー

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。
ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページをご確認ください。

イータックス 検索

特別企画オンラインセミナー



戦略 SWOT 基礎講座

～コロナ危機から脱出するための知恵と方策～

強み×機会こそ苦境脱出のキーワード

- コロナ禍においても自社の強みの根底は不变
- 厳しい環境下でも伸びている企業は機会に乘じている
- 逆境を跳ね除けるためには全社を挙げて知恵と工夫を

12月2日(水) 15:00~17:00

担当講師
株式会社アルター経営
代表取締役 嶋田 利広



受講料
定員
お問合せ

無料 申込方法 下記サイトよりお申し込みください
先着20名
日野法人会 hino_info@tohoren.or.jp TEL:042-593-9900



従業員の退職金準備は

特 退 共

優秀な人材の確保・定着化に 東法連特定退職金共済制度



特退共の魅力

1. 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
2. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
3. 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- 約5,000社の事業所の皆さんにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2019年8月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-2019-11-S(2019年9月11日)P6965

資料請求・
お問い合わせは

TTK 公益 東法連特定退職金共済会

財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642
<https://www.tohoren-tokutakujo.or.jp/>



ふれあいコニー

掲載無料

企業PR、新商品の紹介等にご利用下さい。
掲載ご希望の方は事務局まで。

不動産

売買・仲介・管理・賃貸・相続相談・資産活用

— 管理物件入居率 —

92.8% 空室対策
令和2年10月27日現在
お任せください!

F 株式会社フォーラム
東京都知事(4)第83514号
〒191-0032 東京都日野市三沢2-18-11
TEL042-594-0008 FAX042-594-2100
<http://www.forum-navi.com>

高齢者介護事業部

人生の先輩方に
ありがとうの
気持ちを伝えたい



〒191-0032 東京都日野市三沢2-18-10

- ・ライズディサービス
- ・ライズケアプラン三沢
- ・ライズ第2ディサービス
- ・ライズ訪問介護ステーション

TEL042-594-1700

<http://www.rise-v.com> 〈日野地区 第11支部所属〉

有限会社 藤 篠

当社は、造園・土木・緑地管理を主に行っている会社です。

お気軽にご相談ください。

住 所：東京都多摩市和田152番地

電 話：042-337-4586 FAX：042-337-4509

Email : fujishino4586saito@yahoo.co.jp

U R L : <http://fujishinojp.world.cooca>

〈多摩地区 第3支部所属〉

信頼と実績の創業39年

カーテン・カーペット工事

あなたの生活空間が
もっと素敵に！より快適に！
それを実現させるお手伝いをしております

有限会社 **ランド** インテリアサービス

お見積り無料! お気軽にご相談ください

稻城市矢野口2600番地の15

TEL 042-377-7292 FAX 042-377-9779

〈稲城地区 第1支部所属〉

今後の説明会・研修会・イベント等予定

12月 2日(水) 9:30	生活習慣病健康診断（全日本労働福祉協会）	日野市民の森ふれあいホール
15:00	wed経営セミナー「戦略SWOT」	ライブ配信セミナー
8日(火) 14:00	東法連主催 第1回局調査部所管セミナー	ベルサール飯田橋駅前1階イベントホール
9日(水) 9:30	生活習慣病健康診断（全日本労働福祉協会）	稻城市中央公民館
14:00	決算法人説明会	日野税務署
11日(金) 14:00	新設法人説明会	日野税務署

※ 決算法人説明会、新設法人説明会のテキストご希望の方は郵送いたします。事務局までお知らせください。

※ 感染予防策を講じて開催いたします。ご出席の場合はマスクの着用をお願いします。

※ 感染症拡大の状況により、中止となる場合がございます。今後の予定は日野法人会ホームページをご参照ください。

※ 新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、下記事業が中止されました。

令和3年1月6日（水）新春講演会/新年賀詞交歓会

日野法人会より無料インターネットセミナーのご案内



株式会社ENJOYNS代表取締役 近畿大学
学生起業支援ベンチャーライフ講師 川崎 雄司



株式会社ブレーンパソコンセミナー専任講師
岩見 誠



人材コンサルタント・講演家
松崎 俊道

	セミナー名	講 師	分 数		セミナー名	講 師	分 数
研修・人材育成	NEW Withコロナ時代の現場本質型思考力伝達コミュニケーション	川崎 雄司	58分	一般経営	SDGsをめぐる動き	浜田 節子	38分
	NEW 《目標を共有する》57秒の元気術	松崎 俊道	4分		中小企業が知っておきたい“AI”のこれから	加藤 忠宏	41分
	オンライン会議に最適「Cisco Webexミーティング」活用セミナー	岩見 誠	18分		雇用調整助成金で危機を乗り切ろう！申請書類作成のポイント	荒木 康之	61分
	今知りたいグリーフケアって何？	石井 亜由美	36分		コロナショックを乗り切る！中小企業の資金繰り術	横山 悟一	59分
	超入門！元刑事が教える面接で役立つネット情報の集め方	森 雅人	25分		～緊急解説！2次補正予算対応版～新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様への支援策	井手 美由樹	60分
労務	社長の「想い」が次世代につながるカンタンすぎる人事評価制度	山本 昌幸	49分	税務・経理	社長と会社にお金を残すためのバランスシート経営	海生 裕明	110分
	改正労働基準法で今すぐ始めるべき実務対応のポイント	赤澤 将	43分		会社のお金の悩み解決講座 第1～4回	仲光 和之	56分

掲載講師やタイトルは変更になる場合がございます。（掲載されているタイトルは、ご覧いただけるもの一部です）

※全コンテンツ約600本のセミナーがご覧いただけます。

ホームページからご覧いただけます。今すぐ **日野法人会** で **検索** →

編／集／後／記

秋の夜長、いかがお過ごしえどうか。

今年は新型コロナウイルス感染拡大に伴い、イベント等の延期・中止などで外出する事が少なく、予想もつかない年がありました。これからはインフルエンザも流行する季節となります。会員の皆様、健康に注意して元気に過ごしましょう。

広報委員 榎本 茂

表紙紹介

古刹を訪ねて（あきる野市 広徳寺）

小雨に煙る晩秋の広徳寺です。ふかふかのイチョウの絨毯を参詣の人が訪れていました。

茅葺き屋根の総門と重厚な山門をくぐると前にイチョウの巨樹がドーンとそびえたち、その奥に堂々たる風格の本堂が厳かに迎え入れてくれる。遡ること647年前の応安6年（1373年）に創建されたといわれ、春の枝垂れ桜と秋の紅葉とイチョウの黄葉は一段と見事で、イチョウの巨木の乳根（乳柱）も珍しく、お見事としか言いようがない自然がいっぱいです。

写真提供 室屋 和代（日野市在住）

日野市には現在109の町丁名が存在します。その中から、町名が企業名に由来するものとして、令和2年度5・6月号で“さくら町”を取り上げましたが、今回は“富士町”を紹介します。

昭和の初めに、大企業誘致を政策として推進した日野市（当時は南多摩郡日野町）では、六桜社（現、コニカミノルタ株東京サイト日野）、東京自動車工業（現、日野自動車株）、富士電機製造（現、富士電機株東京工場）などの大工場が操業を開始しました。

JR中央線豊田駅の北西約400mに位置する富士電機製造（現、富士電機株東京工場）は、昭和18年4月に完成し、5月から航空機部品などを製造する工場として操業を開始しました。当時の敷地は、高幡や南平などの飛び地が混在しており、豊田工場の所在地は「南多摩郡日野町高幡」となっていました。なお、豊田工場は昭和39年に名称を東京工場に改めています。

東京工場の所在地は、昭和43年11月15日に施行された町名地番整理により、富士電機製造（現、富士電機株東京工場）にちなんで“富士町”と命名されました。約11万m²ある町の全体が工場敷地になっていたため、当時は住民基本台帳に記載されている市民がいない居住者ゼロの町でした。

富士電機製造（現、富士電機株東京工場）はその後、富士電機（現、富士電機ホールディングス株）、富士電機システムズ（現、富士電機システムズ株）と名称を変更しており、平成23年には以前の富士電機（現、富士電機株東京工場）に社名を戻しております。



▲ “富士町東”信号機表示板と工場



▲ “富士町”信号機表示板と大規模マンション

またこの間、土地の一部を売却し、平成13年に富士町の北東側に隣接する多摩平一丁目にまたがって総戸数463戸の大規模マンションが、平成17年には西側部分にも総戸数629戸の大規模マンションが建設され、現在は富士町にも居住者がおります。

◎主な参考文献

- ・市制40周年記念企画展『大工場がやってきた』／日野市ふるさと博物館
- ・市制50周年記念特別展『日野市の半世紀～移りゆくまちの過去と今 そして未来』／日野市郷土資料館
- ・日野市広報